

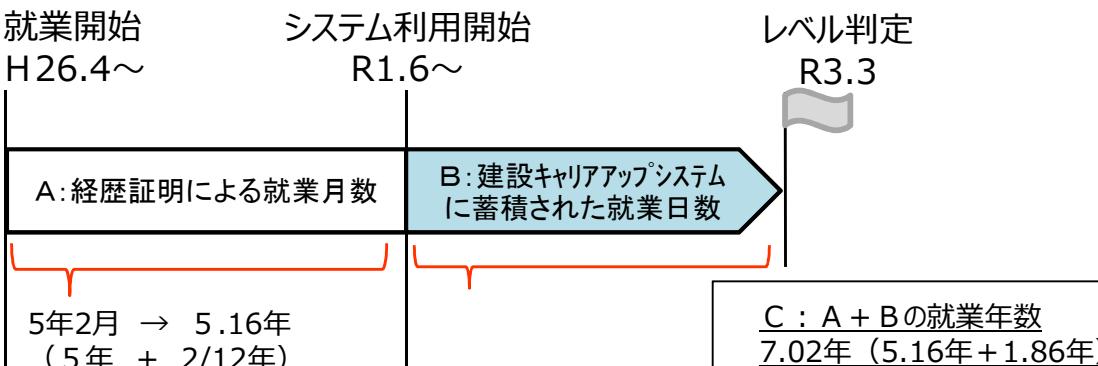
就業日数の換算等について

能力評価の対象とする就業日数については、下表の考え方に基づき計算を行うものとする。

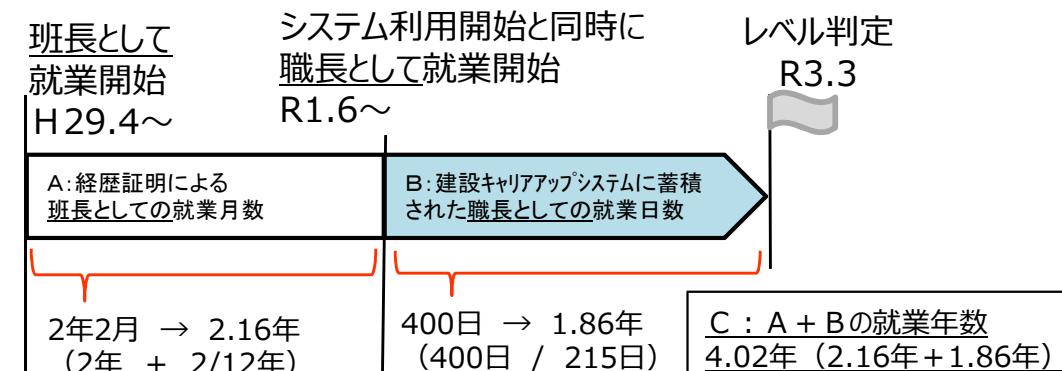
	能力評価を受けようとする建設技能者の就業期間	就業期間の計算方法等
A	建設キャリアアップシステムの利用開始前の就業期間 (経過措置)	<ul style="list-style-type: none"> ①所属事業者等の経歴証明による就業期間を用いる。 ②①の就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数による。 ③建設業を離職していた期間は、②の就業期間に含めない。 ④①から③を用いて計算した就業月数を、就業年数に換算する場合は、12月をもって1年とみなす。 <p><計算例></p> <p>就業期間: 平成26年4月1日～平成31年5月25日 → 平成26年4月～平成31年5月 → 5年2月 → 5年 + 2/12年 → 5.1666…年 → 5.16年(少数点第3位以下を切り捨て)</p>
B	建設キャリアアップシステム利用開始以後の就業期間	<ul style="list-style-type: none"> ①建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数を用いる。 ②①の就業日数を、就業年数に換算する場合は、215日をもって1年とみなす。 <p><計算例></p> <p>平成31年6月～平成33年3月の期間において建設キャリアアップシステム蓄積された就業日数400日 → 400/215年 → 1.8604…年 → 1.86年(少数点第3位以下を切り捨て)</p>
C	AとBの就業期間を合算する場合の就業期間	<p>A④による就業年数と、B②による就業年数を合算した年数を用いる。</p> <p><計算例></p> <p>5.16年 + 1.86年 = 7.02年</p>

職長又は班長としての就業日数についても、上記A～Cと同様の考え方に基づき計算を行うものとする。<下記計算例参照>

【能力評価を受けようとする建設技能者の就業期間の計算例】



【左記の者の職長又は班長としての就業期間の計算例】



※経歴証明が提出できる期間を令和11年3月31日、経歴証明できる期間の終期を令和6年3月31日までとし、それ以降の就業履歴は、CCUSに蓄積された情報のみを評価することとします。